

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

# 屋外広告物のルール

～優れた景観を守り育て、美しい街並みづくりのために～

くわしくは 都市計画課 都市計画係 ☎ 21-5102

## ◆屋外広告物とは

店舗の看板などの屋外広告物は、まちに活気を与え、私たちの日常生活に必要な情報を提供するために広く利用されています。屋外広告物とは、「常時または一定の期間を継続して屋外で公衆に表示されるもの」と屋外広告法で規定されています。

その主なものは、店舗の看板や電柱広告、のぼり旗、ポスター、車両広告などで、街の中にはたくさんあります。

## ◆屋外広告物の表示ルール

私たちにとって身近な屋外広告物ですが、誰でも自由に表示できるわけではありません。屋外広告物が無秩序に表示されると景観を損なうことになります。

市は、優れた自然環境と多くの観光客を迎えるための景観と風致（※）を守り育てるために、平成（※）を守り育てるための景観と風致

## ◆屋外広告物の規制

「日光市屋外広告物条例」では、市内を以下のように大きく3つに分け、その中で細かく規制を設けています。

### ◆禁止地域◆

自然景観や住環境の保全、道路・鉄道からの眺望の保全などのため、日光国立公園内や主要な鉄道の沿道・沿線などを原則として屋外広告物を表示できない禁止地域としています。

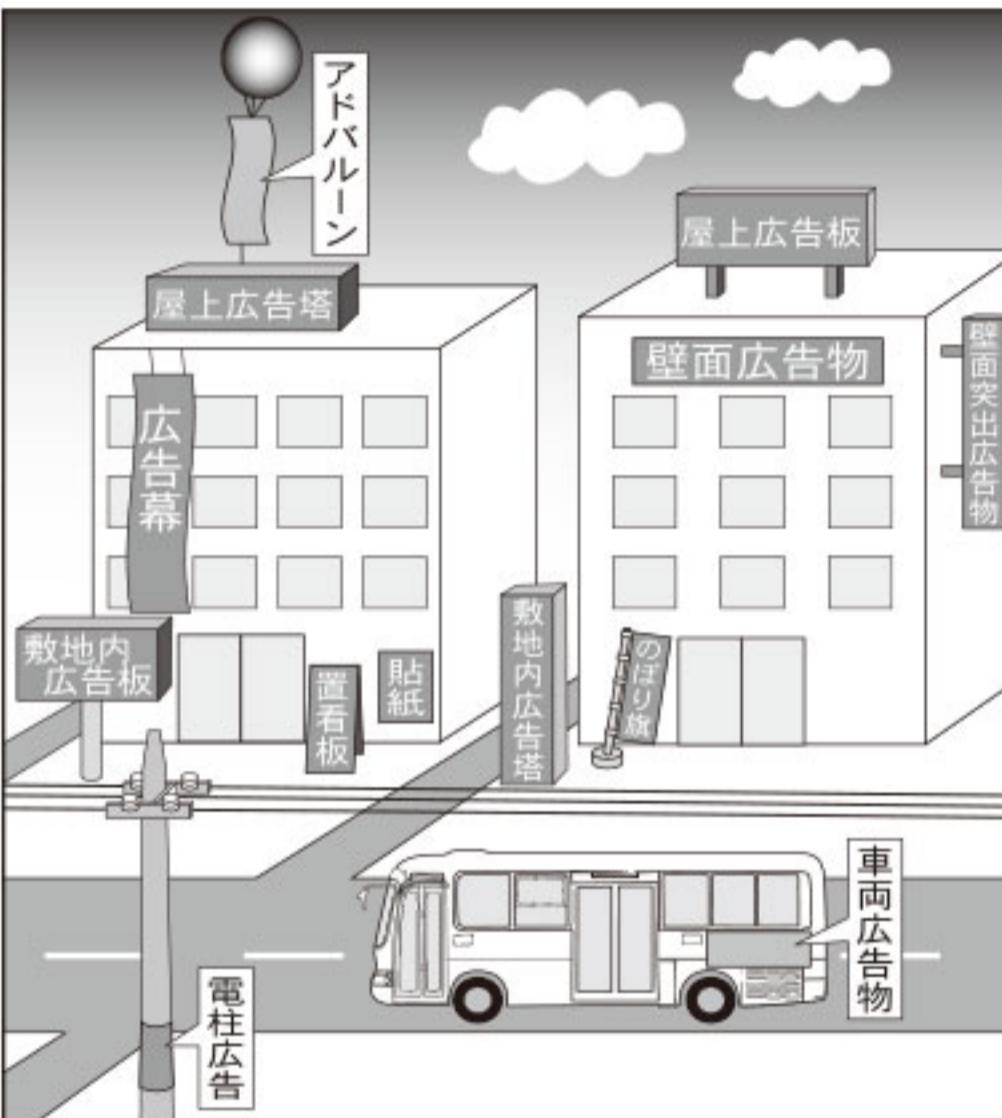
ただし、公共的な目的の場合や、自己の所有地内に自己の名称など（自家用広告物※9ページ下段参照）を表示する目的などで、一定の要件を満たす場合には広告物を出せる場合があります。

### ◆許可地域◆

秩序ある広告物の掲出を図るため、屋外広告物の掲出に際し、禁止地域以外のほぼ市内全域を原則として市長の許可が必要な許可地域に指定しています。

また、それぞれの地域特性にあつた広告物の表示、広告景観の形成を

※風致…自然の風景などの持つ趣や味わい



図：屋外広告のイメージ

図るため、許可地域を次の4種類に区分し、各地域における物件ごとに広告物の面積や高さ、位置、形状などの基準を定めています。

- ①自然保全型地域（山地山麓など）
- ②自然保全型沿線地域（山地山麓帯の指定道路や指定鉄道の沿線）
- ③田園調和型地域（平地帯）
- ④市街地形成型地域（年計画法による用途地域）

また、歩道などにのぼり旗や置き看板などを置くことなども、道路の占用となるために禁止されています。この他にも、落下の恐れのあるものや破損したものの、交通の安全を阻害するおそれのあるものも「禁止広告物」として、表示することができません。

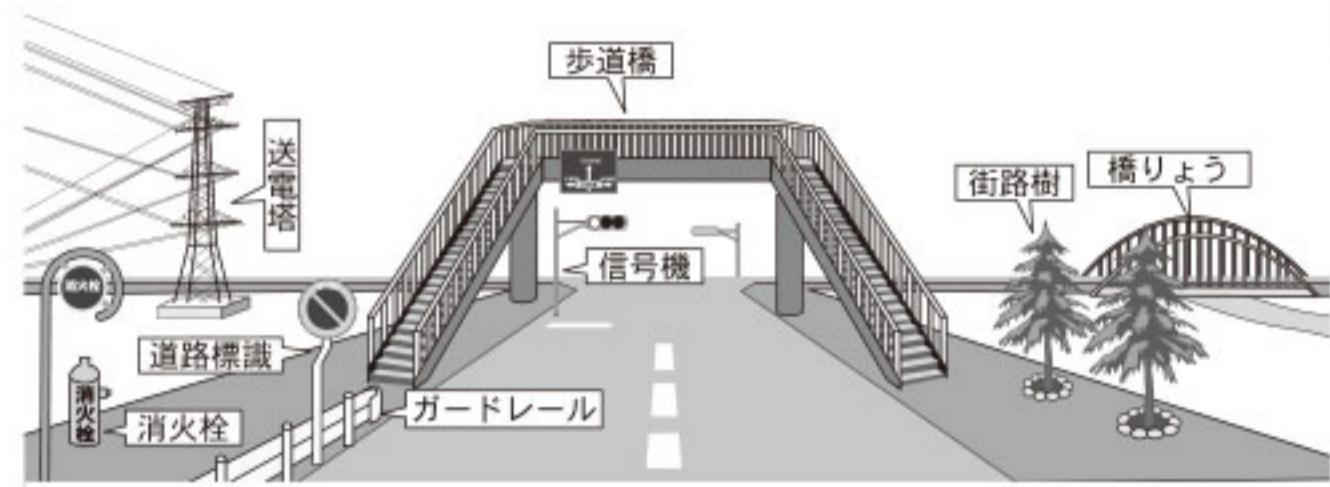
◆景観保全型広告整備地区◆  
禁止地域・許可地域に関わらず、良好な景観を保全・形成する上で特に配慮すべき区域を景観保全型広告整備地区に指定しています。

市内では、景観計画重点区域である日光地域の世界遺産区域（山内地区、稻荷川地区、東町地区、西町地区）、湯西川温泉湯平区域を指定しており、広告物を掲出する場合には、事前に日光市景観計画に掲げた行為の制限に基づき、市長の許可を得なければなりません。

信号機や道路標識、ガードレール、歩道橋などの交通関連施設、消火栓などの消防関連施設、街路樹や並木、送電塔などは「禁止物件」となり、広告物の表示は禁止されています。

## ◆禁止物件と禁止広告物

信号機や道路標識、ガードレール、歩道橋などの交通関連施設、消火栓などの消防関連施設、街路樹や並木、送電塔などは「禁止物件」となり、広告物の表示は禁止されています。



図：禁止物件のイメージ

## ◆屋外広告物を表示している方へ

良好な景観または風致の維持や公衆に対する危害を防止するために、広告物を常に良好な状態に保つ必要があります。著しく汚損したり、破損した屋外広告物をそのままにしておくと、美観を損ねるだけでなく、道路交通の安全の妨げや、歩行者に危害を及ぼす場合があります。

広告を表示する際は、適正な管理と屋外広告物のルールを守り、良好な景観の形成のためにご協力をお願いします。

屋外広告物を表示する場合には、法令の規定により表示するものなど適用除外となる一部の広告物を除き、原則として市長の許可が必要です。

なお、地域ごとの具体的な規制および設置基準などについては、市ホームページでご覧になりますが、新たに表示を予定されている方は事前にご相談ください。

## ◆屋外広告物をこれから表す方へ

良好な景観または風致の維持や公衆に対する危害を防止するために、広告物を常に良好な状態に保つ必要があります。著しく汚損したり、破損した屋外広告物をそのままにしておくと、美観を損ねるだけでなく、道路交通の安全の妨げや、歩行者に危害を及ぼす場合があります。

広告を表示する際は、適正な管理と屋外広告物のルールを守り、良好な景観の形成のためにご協力をお願いします。

屋外広告物を表示する場合は、県に屋外広告業の登録をした屋外広告業者に依頼してください。

なお、地域ごとの具体的な規制および設置基準などについては、市ホームページでご覧になりますが、新たに表示を予定されている方は事前にご相談ください。

## 自家用広告物とは

自家用広告物とは、自己の氏名や名称、店名、商標、自己の営業・営業内容を表示するため、自己の住所（事業所、営業所、作業所）に表示する広告物のことです（特定商品名を誇張しないものに限ります）。

同じ敷地内に表示した、全ての広告物の表示面積が10m以内の場合は、許可是不要ですが、その規格は設置場所における許可基準に適合させる必要があります。

また、同時に良好な景観づくりのための大きな要素になりますので、ご協力をお願いします。



図：自家用広告物の表示例

自家用広告物とは、自己の氏名や名称、店名、商標、自己の営業・営業内容を表示するため、自己の住所（事業所、営業所、作業所）に表示する広告物のことです（特定商品名を誇張しないものに限ります）。